

# I 調査の概要

## 1. 調査の目的

千葉県野田市で公契約条例が制定されて間もなく10年が経過する。この10年余りの間に賃金条項を含む公契約条例および理念型の公契約基本条例（以下、「公契約条例」）を合わせて54自治体（2018年12月末現在）で制定され、徐々に広がりつつある。一方、公契約条例に掲げられた理念を実現させるには、多岐にわたる入札・契約制度改革を推進し、実効性を確保することが不可欠であるが、そうした観点から入札・契約制度改革の実施状況を踏まえつつ、公契約条例の実効性の確保に向けた課題を明らかにした調査は見当たらない。

そこで、本調査では、①公契約条例を制定した全国の54自治体を対象とした調査（以下、「制定自治体調査」）、②同条例を制定していない愛知県内の48市町村を対象とした調査（以下、「未制定自治体調査」）を実施する。各調査の目的は以下のとおりである。

制定自治体調査では、第一に、全国各地の自治体で同条例が制定された経緯および同条例の運用における現状および諸課題を把握する。第二に、公契約条例の主な目的として、①賃金条項に基づく労働者への適正な賃金の支払い、②入札・契約制度改革を通じた公共サービスの質の向上、③地域経済・地域社会の発展および持続可能な公共サービス供給の実現の3点を挙げるができる。これらを実現するための具体的な取り組みが各自治体においてどの程度進められ、どのような影響を及ぼしているかを把握し、公契約条例の実効性を確保するための課題を明らかにすることを目的とする。

未制定自治体調査では、公契約条例に関する検討状況および入札・契約制度改革の実施状況を把握する。県内の各自治体における公契約条例の制定に向けた取り組み状況を把握するとともに、2つの調査結果を比較することにより、公契約条例の制定自治体と未制定自治体の間で入札・契約制度改革の取り組みに差異がみられるのか、差異があるとすれば、何が異なるのかなどを検証する。

## 2. 調査対象

公契約条例および公契約基本条例を制定した全国54自治体※（7県46市区1町）および公契約条例を制定していない愛知県内の48自治体（32市14町2村）計102自治体  
※公契約条例を制定した愛知県内の7自治体（1県6市）を含む。

## 3. 調査方法

調査対象自治体の契約所管課宛に郵送方式により調査票の配布・回収を行った。

※本調査では、2019年4月1日現在の状況について回答を依頼した。

調査票については、93ページ以降を参照。

## 4. 調査内容

### (1) 公契約条例制定自治体

- |                     |             |
|---------------------|-------------|
| ① 公契約条例の制定過程について    | Q1 ~ Q5     |
| ② 公契約条例の運用状況について    | Q6 ~ Q9-1   |
| ③ 公契約条例に基づく審議会等について | Q10 ~ Q10-4 |
| ④ 賃金下限額の設定について      | Q11 ~ Q11-3 |
| ⑤ 公契約条例制定の影響について    | Q12 ~ Q15-1 |
| ⑥ 公契約条例の運用上の課題について  | Q16         |

### (2) 公契約条例未制定自治体

- |                      |           |
|----------------------|-----------|
| ① 公契約条例に関する検討状況について  | Q1 ~ Q1-5 |
| ② 入札・契約制度改革の実施状況について | Q2 ~ Q3-3 |

※調査内容の詳細は各調査票を参照。

## 5. 調査日程

2019年6月上旬に自治体宛に発送し、7月15日を締切とする。

## 6. 回収状況

2019年8月31日現在の回収・集計状況は以下のとおり。

条例制定自治体 38自治体（回答率70.4%、賃金条項あり13自治体、なし25自治体）  
 条例未制定自治体 37自治体（回答率77.1%）

調査回答数（回答率）

	条例制定自治体			条例未制定自治体		
	自治体数	回収数	回答率	自治体数	回収数	回答率
都道府県	7	7	100.0%	0		
政令指定都市	3	2	66.7%	1	1	100.0%
中核市	7	4	57.1%	2	2	100.0%
施行時特例市	3	1	33.3%	2	2	100.0%
一般市	27	20	74.1%	27	23	85.2%
特別区	6	4	66.7%	0		
町 村	1	0	0%	16	9	56.3%
総 計	54	38	70.4%	48	37	77.1%